



消 防 救 第 217 号
医 政 発 0630 第 6 号
令 和 7 年 6 月 30 日

各都道府県知事 殿
(消防防災主管部局、衛生主管部局扱い)

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

転院搬送における救急車の適正利用の推進について

転院搬送における救急車の適正利用の推進については、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」(平成 28 年 3 月 31 日付け消防救第 34 号医政発 0331 第 48 号、消防庁次長及び厚生労働省医政局長連名通知。以下「平成 28 年通知」という。)(別添)において、各都道府県においては、転院搬送における救急車の適正利用の推進に向け、関係機関と協議の上、救急業務として転院搬送を行う場合についての各地域におけるルール化に向けた合意形成の支援を行うよう、また、併せて、各地域においては、都道府県の支援を受け、平成 28 年通知の別紙ガイドライン(「救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の参照事項」(以下「転院搬送ガイドライン」という。))を参考にしつつ、地域の実情に応じ、関係機関と協議の上、各地域におけるルール化に向けた合意形成のための取組を積極的に行うようお願いしてきたところです。

しかしながら、全国単位では、転院搬送出動件数は増加傾向であり、令和 6 年度救急業務のあり方に関する検討会において、転院搬送における病院救急車や患者等搬送事業者の活用について検討がなされ、「令和 6 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」(以下「検討会報告書」という。))が取りまとめられました。

検討会報告書では、全国単位では、消防機関の救急車、病院救急車、患者等搬送事業者の転院搬送件数を比較すると、消防機関の救急車の割合が高い状態であること、半数近くの消防本部で、転院搬送が救急業務をひっ迫していると認識していること、転院搬送に関して、令和 6 年度の診療報酬改定において、救急外来を受診し初期診療を受けた患者の転院搬送に対する評価(救急患者連携搬送料)が新設されたことが報告され、ま

た、消防機関で使用を終えた救急車を医療機関で病院救急車として再利用する取組を進めること、患者等搬送事業者についての広報を展開すること、転院搬送が救急業務に与える影響は地域によって異なっていると考えられることから、転院搬送のルール化に向けた合意形成は、地域の実情に応じて進めていくことが有用と考えられること、転院搬送における消防機関の救急車の適時・適切な利用の推進のため、平成 28 年通知で示した転院搬送ガイドラインの充実・改訂が考えられることなどが報告されました。

併せて、転院搬送における救急車の適時・適切な利用の更なる推進のため、改訂された転院搬送ガイドラインを参考に、各都道府県並びに各地域においては、地域の実情に応じ、関係者間で十分な協議を行った上で、消防機関が転院搬送を行う場合のルール化に向けて、関係者間で合意形成を行うことが重要であること、その際には、ルールの実効性を高めるために、医療機関等の関係者に対して十分周知することが重要であることが報告されました。

ついては、これらを踏まえて、今回、下記及び別紙で改訂した平成 28 年通知及び転院搬送ガイドライン（以下、「改訂通知及びガイドライン」という。）を参考に、各都道府県においては、転院搬送における消防機関の救急車の適時・適切な利用の推進に向け、関係機関と協議の上、救急業務として転院搬送を行う場合についての各地域におけるルール化に向けた合意形成の支援を行うようお願いいたします。併せて、各地域においては、都道府県の支援を受け、改訂通知及びガイドラインを参考にしつつ、地域の実情に応じ、ルール化に向けた合意形成のための取組を積極的に行うようお願いいたします。

貴職におかれては、本通知の趣旨を十分理解した上で、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に周知いただくとともに、都道府県メディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会等の管内関係機関に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

【改訂箇所】（平成 28 年通知に今回追加する内容を下線で示す）

1 都道府県の役割

ホ 病院救急車の導入及び運航体制の整備を促進するため、病院救急車の導入・運用に必要な経費に対する国の財政支援等も活用し、病院救急車の導入・運行体制の整備を

進めること。

2 地域における合意形成

ハ 救急外来を受診し初期診療を受けた患者が医療機関の救急車（病院救急車）で転院搬送された場合に対する診療報酬上の評価が令和6年度に新設されたことから、医療機関は、こうした制度も活用するなど、転院搬送における病院救急車の活用を更に進めること。

ニ 転院搬送に使用する病院救急車の導入及び運行体制の整備を促進するため、消防機関で運用を終えた救急車を医療機関に引渡し、病院救急車として活用することを検討すること。その際、以下の点についても考慮すること。

- ・ 転院搬送等での運用がどの程度見込まれるか等、どのような医療機関に対して車両を引渡すことが望ましいか消防機関で検討すること。
- ・ 消防機関で運用を終えた救急車を使用する医療機関は、転院搬送等に積極的に使用するとともに、消防機関や地域メディカルコントロール協議会等に対し、当該車両による転院搬送の実績を定期的に報告すること。
- ・ 地域メディカルコントロール協議会等において、転院搬送における病院救急車の使用実績を踏まえ、病院救急車の更なる有効活用について検討すること。

ホ 地域の患者等搬送事業者に関する情報を関係者で適切に共有し、地域の実情に応じた活用を図ること

救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の 参照事項

【改訂箇所】（今回追加する部分を下線で示す）

2 消防機関が救急業務として転院搬送を行う場合、1の原則を踏まえた上で、地域の実情に応じ、以下の項目について関係者間で検討し、合意の上でルール化しておくことが望ましい。

ロ 要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師、救急救命士が同乗すること。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ること。

4 転院搬送における救急車の適時・適切な利用の推進に向け、以下の項目についても併せて検討すること。

イ 医療機関が消防機関の救急車に依頼していた転院搬送について、令和6年度の診療報酬改定において新設された救急患者連携搬送料を活用するなど、いわゆる下り搬送を中心に、医療機関が病院救急車を使用して転院搬送を行う体制を整備すること。

ロ 消防本部において認定している患者等搬送事業者一覧のホームページへの掲載等を通じて、患者等搬送事業者を活用しやすい環境醸成を図り、地域の実情に応じて、患者等搬送事業者を活用すること。

ハ 病院救急車で転院搬送については、医師や看護師に限らず、医療機関で勤務する救急救命士が同乗することも想定されることから、医療機関においては、救急救命士等を活用するとともに、転院搬送を適切に実施できる体制を整備すること。

5 救急業務として転院搬送を行う場合について合意形成されたルールの実効性を高めるため、都道府県やメディカルコントロール協議会等から医療機関等の関係者に対して、合意形成されたルールについて十分周知すること。また、各医療機関において実際に転院搬送を要請する医療関係者の理解が重要となるため、医療機関内の救急外来等の部門だけでなく、転院搬送を要請する可能性がある各診療科や地域連携部門等にも周知が行き渡るようにすること。